

森林のはたらきを守るためのルール

林地開発許可制度

一定の規模を超えて森林を開発する場合



静岡県 経済産業部 森林・林業局 森林保全課

林地開発許可制度～森林のはたらきを守るためのルール～

Q. どんな開発が対象になるのか？

A. 1ha（太陽光発電施設の設置が目的の場合0.5ha）を超える、森林以外への転用等の土地の形質を変える開発行為が対象です。

林地開発行為を行う場合は、県知事（静岡市・浜松市・沼津市・富士市・磐田市・焼津市・藤枝市内で開発を行う場合はその市長）の許可が必要です。

Q. どんな森林が対象になるのか？

A. 県知事が定めた地域森林計画の対象となる民有林で、保安林・保安林施設、海岸保全区域に指定されていない森林が対象です。

Q. 許可の基準は？

A. 森林のはたらきが損なわれないことを判断基準として、4つのポイントが設けられています

①災害を防ぐはたらき



開発によって周辺に土砂の流出や崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないか

②水害を防ぐはたらき



開発によって開発地の下流に水害を発生させるおそれがないか

③水を育むはたらき



開発によって地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないか

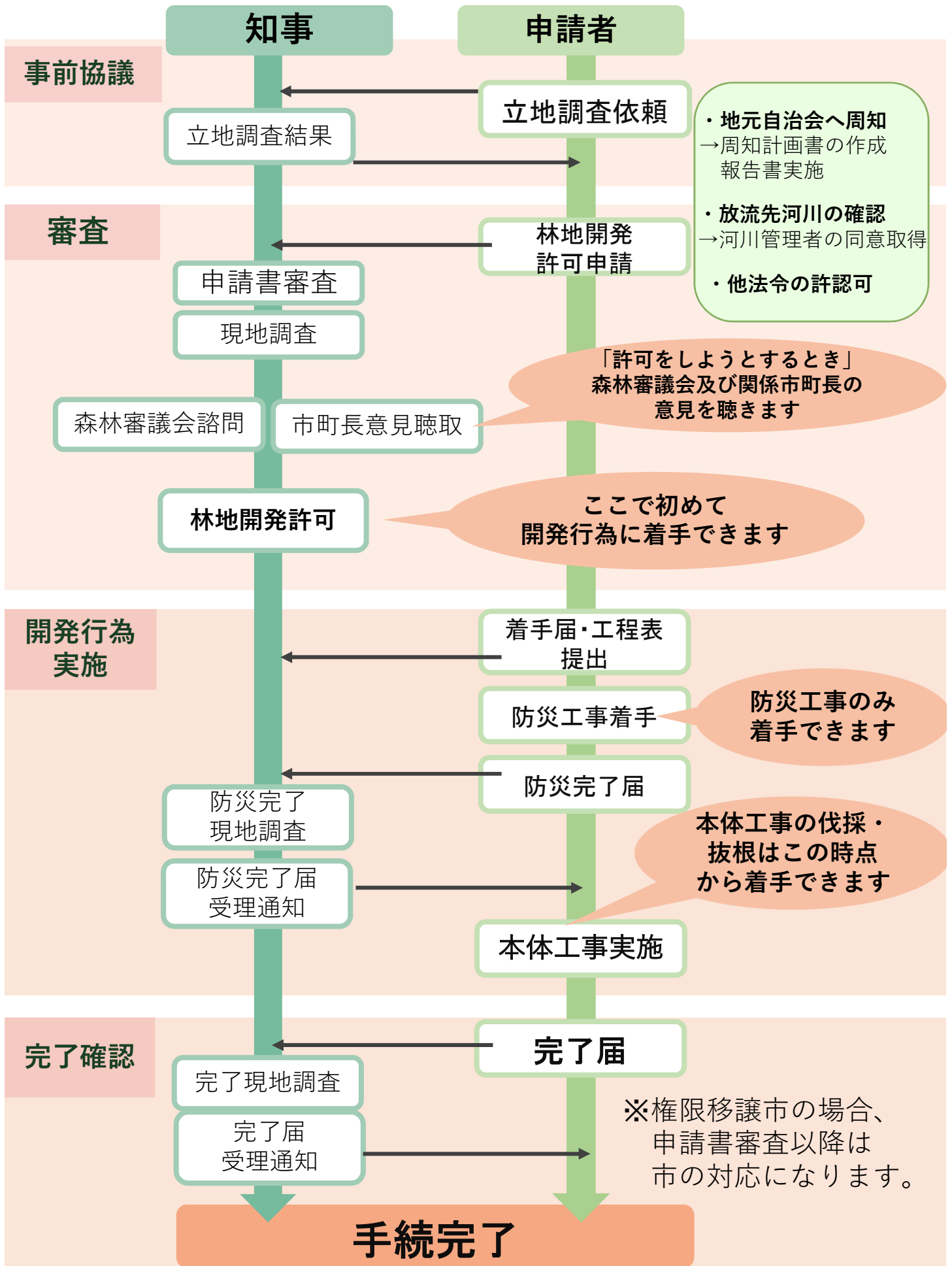
④環境を守るはたらき



開発によって周辺の環境や景観を悪化させるおそれがないか

※ 詳細は「静岡県林地開発許可審査基準及び留意事項」をご確認ください

林地開発許可のフローチャート



開発を無許可で行ったら？



必要な許可を受けずに開発行為を行ったり、不正な手段で開発を行ったりなどの違反行為があった場合は、森林法に基づく**監督処分**や**罰則**の対象になります。

監督処分

次の場合、行政の指導に応じないと中止命令や復旧命令を受けます

- 許可を受けずに開発行為を行った場合
- 許可条件に違反して開発行為をした場合
- 偽りなどの不正な手段で許可を受けて開発行為をした場合

※監督処分（中止命令・復旧命令）に従わない場合は、知事（権限移譲市の場合はその市長）がその旨を公表する措置をとることができます。

罰則

次の場合には、罰則が設けられています

- 許可を受けずに開発行為を行った場合
- 中止命令や復旧命令に従わない場合
- 林地開発許可条件違反した場合

刑罰(3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)

～ご相談・お問い合わせ～

開発する森林の所在地	問い合わせ先	電話番号	開発する森林の所在地	問い合わせ先	電話番号
権限移譲市を除く県内全域(※)	経済産業部森林・林業局森林保全課	054-221-2643	沼津市	沼津市農林農地課	055-934-4752
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎市、西伊豆町	賀茂農林事務所治山課	0558-24-2084	富士市	富士林政課	0545-55-2784
熱海市、三島市、伊藤市、御殿場市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山市	東部農林事務所治山課	055-920-2173	静岡市	静岡市森林経営管理課	054-221-1627
富士宮市	富士農林事務所森林整備課	0545-65-2202	焼津市	焼津市農政課	054-626-2158
島田市、牧之原市、吉田町、川根本町	志太榛原農林事務所治山課	054-644-9158	藤枝市	藤枝市農林基盤整備課	054-643-3350
掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町	中遠農林事務所治山課	0538-37-2303	磐田市	磐田市農林水産課	0538-37-4913
湖西市	西部農林事務所森林整備課	053-458-7234	浜松市	浜松市林業振興課	053-457-2159

※開発行為に係る森林の面積が5ha以上の時(土石の採掘を除く)。

静岡県経済産業部 森林・林業局 森林保全課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

電話番号：054-221-2655 FAX：054-221-2829

電子メール：shinrinhozen@pref.shizuoka.lg.jp